

北総ボーイズ規約

第1章 総則

(名称)

第1条 本会は、「北総ボーイズ」と称する。

(目的)

第2条 硬式野球を愛好する子どもに正しい野球のあり方を指導し、野球を通じて心身の健康とスポーツマンシップを理解することに努め、規律を重んじる明朗な社会人としての基礎を育成し、次代を担う子どもの育成を図ることを目的とする。

(活動)

第3条 本会は、前条の目的を達成するために次の活動を行う。

- (1) 練習試合および公式試合
- (2) 硬式野球を中心としたスポーツ活動
- (3) 各種講習会
- (4) その他、地域社会貢献など目的達成に必要な行事

第2章 会員

(資格)

第4条 本会の会員は、在籍中の選手の父母または保護者とする。

(入会および退会)

第5条 本会への入会または退会は、本人ならびに父母または保護者が本規約に同意し、いずれも文書をもって代表に届け出なければならない。

(除名)

第6条 本会のメンバーが、本会の趣旨、目的に反する行為を行った場合には役員会の決議により除名することができる。

2 前項の「メンバー」とは、選手および会員をいう。

(休部)

第7条 選手の休部を代表に届け出た場合は、翌月より休部期間中の会費納入義務を免除する。なお、復部する場合は、届出があった翌月より会費を納入しなければならない。

第3章 機関

(種別)

第8条 本会には次の機関を配置する。

- (1) 総会
- (2) 役員会

(総会)

第9条 総会は、定期総会および臨時総会とする。

- 2 定期総会は、毎年、年度終了時に開催する。
- 3 前項の「年度」とは、新チームスタート時から年度最終試合終了時までをいう。
- 4 臨時総会は、役員会で必要と認めたときおよび会員総数の2分の1以上から会議の目的たる事項を示して請求があったとき開催する。
- 5 総会は、会長が招集する。

(総会決議事項)

第10条 総会での決議事項は、次のとおりとする。

- (1) 規約の制定および改定
- (2) 活動計画および活動報告の承認
- (3) 予算および決算の承認
- (4) 役員の選出および選任
- (5) 解散
- (6) その他会長が必要と認める事項

(総会の手続き等)

第11条 総会は、会員総数の2分の1以上の出席者数をもって成立する。ただし、委任状を提出した会員は、出席者とみなすものとする。

- 2 出席した会員の過半数以上により議決し、賛否同数の場合には議長の決するところによる。
- 3 議長は、会長が任命する。

第4章 役員

(役員)

第12条 本会には次の役員を配置する。

- (1) 会長
- (2) 代表
- (3) 副代表
- (4) 監督およびコーチ

(5) 広 報

(6) 会 計

2 会長が不在の場合は、代表が会長を兼ねることができる。

(役員会)

第 13 条 役員会は前条で定める役員で構成し、総会決議事項以外の全ての会務に関する事項を審議する。

2 役員会は、役員総数の 2 分の 1 以上の出席者数をもって成立する。

3 出席した役員の過半数以上により議決し、賛否同数の場合には議長の決するところによる。

4 議長は、役員会の都度、会長が任命する。

(任期)

第 14 条 役員の任期は 1 年度とし、再任を妨げない。

第 5 章 会費

(会費)

第 15 条 会員は、次により会費を納入しなければならない。

(1) 4 年生以上 1 人 5,000 円／月

(2) 3 年生以下 1 人 4,000 円／月

(3) 兄弟で入会している場合については、前二号の条件に限り 2 人目以降の子供からそれぞれ 1,000 円／月減額する。

(4) ジュニアスクール（3 年生以下） 1 人 1,000 円／月

(入退会時の会費)

第 16 条 入会または退会に伴う会費の納入は、次のとおりとする。

(1) 入会時は、届け出た翌月から納入する。

(2) 退会時は、届け出た月まで納入する。

(臨時徴収)

第 17 条 会務を遂行する上でやむを得ないと判断された場合は、会費の臨時徴収を行う。

2 臨時徴収にあたっては、役員会で決議することとする。

第 6 章 雑則

(免責)

第 18 条 本会の会務に関わるグランドまたは大会会場、およびその往復路上において本会のメンバーまたは同行者に生じた事故については、本会および本

会のメンバーは責任を負わないものとする。ただし、応急措置等の現場において行うべき事項については全力で対応することとする。

(指導に関する一任)

第 19 条 現場における指導に関しては、一切を監督およびコーチに一任することとする。なお、指導上の問題については代表を通じて異議申し立てを行う。

(交通費)

第 20 条 会員は、遠征または講習会等に参加した場合は、交通費（運賃、ガソリン代または高速道路代等）を請求できる。

【履歴】

2003 年 11 月 11 日	制定
2004 年 4 月 11 日	改定
2005 年 11 月 13 日	改定
2011 年 12 月 10 日	改定
2015 年 3 月 15 日	改定
2017 年 3 月 19 日	改定